

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 西川 均

年 月 日	令和2年4月30日 他				
表題	県政報告ホームページ「愛する郷里をもっと元気に県民の喜びを生きがいとして」				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 50% 葛城市、その他へのリンクの為				
内 容	議会報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	開設・制作費 保守料	大和行 ITプロモーション(合)	¥34,635	開設、制作保守料 48回分割払	8
	〃	〃	¥34,635	〃	15
	〃	〃	¥34,635	〃	22
	〃	〃	¥33,975	〃	31
	〃	〃	¥33,975	〃	38
	〃	〃	¥33,975	〃	44
	〃	〃	¥34,635	〃	56
	〃	〃	¥34,635	〃	64
	〃	〃	¥34,635	〃	72
	〃	〃	¥34,635	〃	85
	〃	〃	¥34,635	〃	92
	〃	〃	¥34,635	〃	103
	※ 合計 ¥413,640円 (×50%充当)				
備考	ホームページアドレス： <a href="http://www.hitoshi-nishikawa.com">http://www.hitoshi-nishikawa.com</a> 添付資料：ホームページ制作業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

# ホームページ制作業務委託契約書

西川ひとし（以下「甲」という。）と大和メディアプロモーション合同会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

## 第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

## 第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

## 第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

## 第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルイズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。  
ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

## 第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

## 第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

## 第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

## 第8条 支払い方法

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙の見積書に定める通りとする。
3. 料金の支払条件は、割賦払いとする。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

## 第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

## 第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適切と判断される通信手段により行うものとする。

方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

#### 第 15 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第 14 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

#### 第 16 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

#### 第 17 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

#### 第 18 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

#### 第 19 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

#### 第11条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

#### 第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

#### 第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

#### 第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一

2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年8月30日

甲

西川 均

〒633-0062 桜井市栗殿58-2

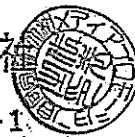
乙

大和メディアプロモーション合同会社

〒633-0062 桜井市栗殿72南2F

本店: 〒571-0013 大阪府門真市千石東町1-1

TEL/FAX 0744-45-1016 e-mail: info@daiwamedia.jp



西川ひとし 様

〒639-2141

葛城市弁之庄58-2 西川ひとし事務所

TEL 0745-69-1234

発行日: 2019/5/11



大和メディアプロモーション株式会社

代表社員 坂部 皇吾

〒633-0062

住所: 桜井市栗殿72 南2F

TEL/FAX: 0744-45-1061

E-mail info@daiwamedia.jp

見積No.: 20190507-n1

見積日: 2019/5/10

# 御見積書

下記の通り御見積申し上げます。

御見積金額 (税別)	¥1,630,800-
件名	ホームページ制作 一式

見積有効期限: 2019/6/30 お支払い条件: 銀行振り込み

## 見積金額明細

単位: 円

項目	内容	単価	数量	単位	金額
ディレクション	ヒアリング・企画・調査	200,000	1		200,000
デザイン	トップページ	100,000	1		100,000
	下層ページ	15,000	12		180,000
コーディング	トップページ	50,000	1		50,000
	下層ページ	10,000	12		120,000
サーバー・ドメイン		20,000	1		20,000
コンテンツ制作	動画(撮影・編集)	300,000	1		300,000
	CG	100,000	1		100,000
システム 管理	構築	100,000	1		100,000
	運用・システム保守	100,000	1		100,000
	更新料	5,000	48		240,000
				合計	¥1,510,000
				消費税(8%)	¥120,800
				税込合計	¥1,630,800

備考

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 西川 均

年 月 日	令和2年4月27日				
表題と発行部数	広報紙「県政レポート vol.20」 12,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	2月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内 容	2月議会報告 令和2年度予算 予算の概要 県政HOTニュース				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	大和メディア アプリケーション(合)	¥210,540	企画、編集、印刷	3
	折込料	(株)読宣	¥41,140	@3.10×12,000部 ×1.1	1
	※ 90%充当 合計 ¥226,512円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート vol.20」				

注 発行した広報紙を添付してください。



「3密」を避けてください！  
—1人ひとりの行動がとても大事です—

# 西川ひとし

奈良県議会議員(葛城市選挙区)



会派・自民党奈良

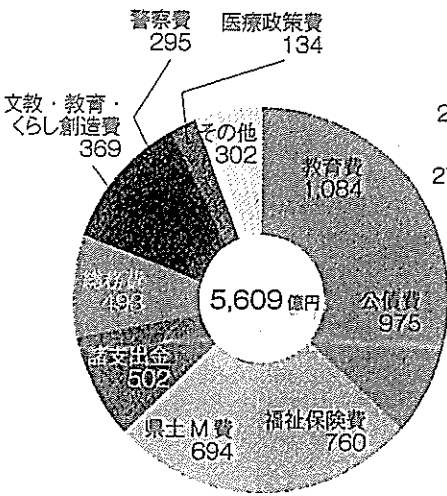
県政報告書 2020年(令和2年)4月発行

こんにちは! 西川ひとしです。

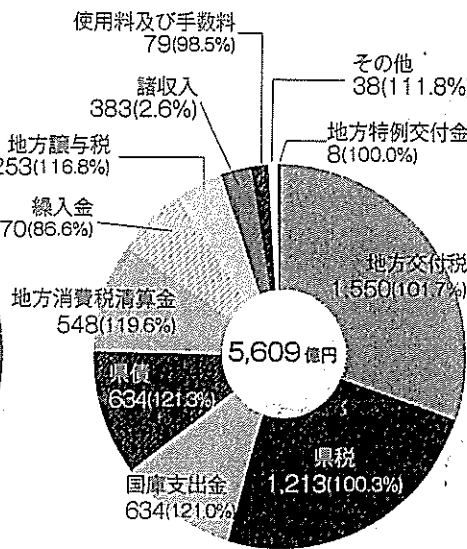
新型コロナウイルスの影響が各所に及び、日本経済を揺るがしかねない大変な状況となっております。緊急事態宣言が発令された大阪府と隣接している奈良県もより厳重な警戒が必要になっていきます。「密接」「密集」「密閉」の3密を避けていただきたいと思います。県は新型コロナウイルスの最新情報をスマホアプリ「ナラブラ

」で発信していますので、ぜひ活用してください。また、県内の宿泊観光関係者の皆様のためにも、新型コロナウイルス禍が収まることを強く念じるとともに、ご支援できることを皆様と一緒に考えていると思っています。今回の県政報告vol.20では奈良県の新年度予算を中心にお届けいたします。

## 令和2年度予算



図② 歳出



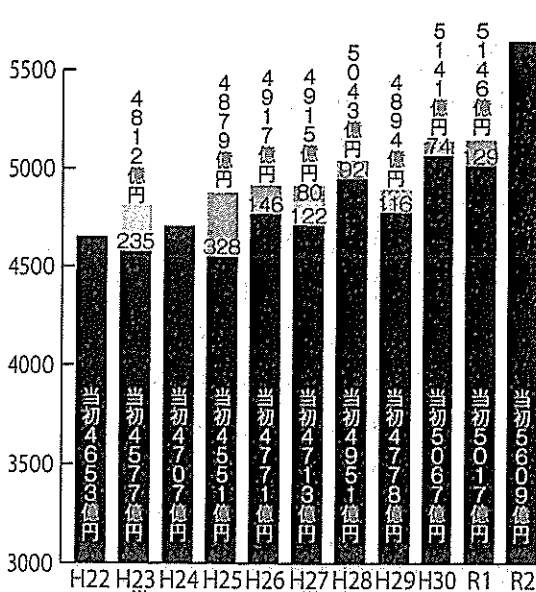
図① 歳入

### 過去最高予算を更新

令和2年度の当初予算は5,609億円であり、一気には5,500億円を突破し過去最高を更新いたしました。予算規模はここ数年5,000億円前後となっていただけに、私自身も驚いています。これだけの重厚な予算は県の発展に必ず寄与してくれるものと私も大きな期待を寄せたくなります。歳入の内訳は図①の通りです。カッコンは前年との対比と比べて

人の業績が堅調なことで等による配当割戻税(1,052百万円)及び法人の業績が堅調なことで等による配当割戻税(1,052百万円)等が減収となるものの、法

注目したいのは、地方消費税清算金の額で、前年に比べて約90億円も増加しています。これは消費税増税の影響が最も大きいのですが、荒井知事が進めてきた県内消費の促進も功を奏したと言えます。



一般会計予算規模の推移 (※知事選挙)

開催経費の圧縮、大規模病院の研修体制等の整備に伴う補助対象病院を見直したことに由来する新人看護職員卒後研修事業補助金の圧縮などがあげられます。また、平成26年には1兆700億円もあつた県債残高は9910億円となります。県債管理基金を活用した臨時財政対策債の繰上償還を実施し、平成30年度令和元年度、各100億円を償還し、令和2年度150億円を実施することにより、3年間合計3500億円を償還することになります。当初予算には挙げられてはいませんが、新型コロナウイルスによる経済的損失を受けられた方々の救済など、皆様のご意見を拝聴しながら取り組んでいきたいと考えています。

一方、目的別歳出は図②の通りです。歳出を減らす努力の部分では、72の事業を休止廃止し、159の事業を見直したことで、約30億円の効果が出るということです。具体的には首都圏で行っているならの「食」PPP事業は奈良まほろば館の移転に伴い、令和3年4月にオープン予定の新たな拠点に「ときのもり」の機能を統合するほか、大立山まつり開催経費の圧縮、大規模病院の研修体制等の整備に伴う補助対象病院を見直したことに由来する新人看護職員卒後研修事業補助金の圧縮などがあげられます。また、平成26年には1兆700億円もあつた県債残高は9910億円となります。県債管理基金を活用した臨時財政対策債の繰上償還を実施し、平成30年度令和元年度、各100億円を償還し、令和2年度150億円を実施することにより、3年間合計3500億円を償還することになります。当初予算には挙げられてはいませんが、新型コロナウイルスによる経済的損失を受けられた方々の救済など、皆様のご意見を拝聴しながら取り組んでいきたいと考えています。

2年度予算の概要

(単位:百万円)

◆義務的経費は、扶助費が減少したものの、人件費や公債費の増加により、86億円の増。

◆投資的経費は、防災・減災対策等を推進するため、公共事業を増額したものの、奈良県コンベンションセンター等整備の完了やなら歴史芸術文化村整備の進捗等により、11億円の減。

◆一般施設経費は、奈良県道路公社清算金収入の一部を地域・経済活性化基金に積み立てたことや、社会福祉関係経費及び県税交付金等の増加等により、361億円の増。

□人件費

▽148,280(1.1%増)▽退職手当114,252(1.7%増)▽退職手当以外1134,028(1.0%増)

退職手当は、退職者数の増により増加。退職手当以外については、会計年度任用職員制度の導入(1,050増)、臨時任用の制度見直し(769増)により増加。なお、自主的な給与抑制措置は継続する。

□公債費

▽97,319(8.0%増) 県債管理基金を活用した臨

時財政対策債の繰上償還の増等により元金は増加(7,901増)。借入利率の低下により利子は減少(703減)。

□普通建設事業費

▽79,075(10.5%減)

県経済の活性化や県民の安全・安心の確保に資する事業に「選択と集中」を徹底すること。

4月に奈良県コンベンションセンターが完成(4月オープン) (12,150減)

主要な施設等の整備を着実に推進し大規模広域防災拠点の整備、なら歴史芸術文化村の整備、奈良県フォレストアカデミーの開校準備、吉城園周辺地区整備など奈良公園及びその周辺の魅力向上、平城宮跡京側・南側の整備、桜井県営住宅の建替整備、県立高校の耐震化など

□防災・減災、国土強

靱化のための3か年緊急対策(1305R2)等と呼応し、公共事業を増額(5,901増) 骨格幹線道路ネットワークの形成、紀伊半島アンカールートの整備促進、(仮称)奈良インターチェンジ周辺の整備、水害・土砂災害・地震等に備えるためのハード・ソフト両面からの防災・減災対策、インフラ老朽化

対策など

連携協定に基づき、市町村のまちづくりを支援。

□災害復旧事業費

▽3,616(33.1%減) 過年度に被災した公共土木施設の復旧事業費が減少(2,191減)。

□物件費

▽17,042(1.0%増)

首都圏における魅力発信と誘客促進を強化するため、「奈良まほろば館」と「ときのもり」を東京都港区新橋に統合・移転。日本博覧会への参加、「日記・万葉プロジェクト」の集大成事業など、豊かな歴史文化資源を活用したプロジェクトを展開。

□補助費等

▽143,966(7.0%増)

引き続き社会保障関係経費が増加。後期高齢者医療関係費(1,014増)、幼児教育の無償化(610増)、介護給付費負担金(337増)、障害者自立支援給付費(299増)など、出所者の更生保護・就労支援(37)、私立学校等教育経費補助金・私立高等学校等授業料等軽減補助金(6,360)、企業立地促進補助金(1,000)など、奈良新「都」づくり戦略2020の実行にかかるとは、確実に予算化。

県収入等の増加に伴い、県内市町村への県税交付金等が増加(8,062増)。

□繰出金

▽17,336(9.1%増)

平成30年5月に移転開院した奈良県総合医療センターの整備(起債の償還)にかかると運営交付金が増加したことから、令和元年度に比べ増加(596増)。「県立病院機構関係経費特会繰出金」▽県立医科大学における修学支援制度の創設及び教育・研究部門の移転整備の進捗に伴い、令和元年度に比べ増加(415増)。「県立医科大学関係経費特会繰出金」

ひとしおとり

○…コロナウイルスの影響で株価は下がり、東京オリンピックも延期という最悪の状況になってしまいました。一方、県内においては観光客数が激減するなか、奈良県の旅館組合が県に支援をお願いしましたが、結果は皆様ご存じの通りです。宿泊キャンセルが相次ぎ、資金繰りは大変な状況になっています。観光立県を標榜する奈良県にとって、ホテルや旅館は生命線ともいえます。何もなければ最悪倒産ということにもなりかねない状況を鑑み、いまこそ何が支援できるのかを真剣に考えるところからスタートすることが大事だと思うのです。例えば先払いクーポンの発行もひとつの手段だと思いますし、もっと踏み込んで先払い予約制なども考えられます。何かできるはず。傍観していたらみな倒れてしまう恐れがあります。

○…いまさらですが、奈良県出身の徳勝龍が初優勝を飾り、春場所を楽しみにしていたのですが、コロナの影響で無観客相撲となってしまったのは誠に残念です。県民の応援もむなく春場所は負け越してしまいました。枚数席から応援できればまた成績も違っていたのではないかと、無念の思いが強くなるばかりです。その徳勝龍は高取町の生まれ、三役経験なしでの優勝は年6場所制になって初めてのことです。お母さんは毎場所前に、桜井市の相撲神社で優勝を祈願していたそうですが、本当に優勝するとは思っていなかったそうすね。



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

〒639-2141葛城市弁之庄58-2 TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

県政HOTニュース

3月25日閉会した2月定例会では、県議会として第85回国民スポーツ大会及び第30回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議を採択しました。本県においては、昭和59年「わかさ国体」と「わかさ大会」を開催しています。その後の県勢発展に大きな影響を与えていることから、招致の実現を目指したいと思います。また、新型コロナウイルス対策を求める意見書も採択しています。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 西川 均

年 月 日	令和2年8月10日				
表題と発行部数	広報紙「県政レポート vol.21」 12,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	6月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の 10%を占めるため。				
内 容	6月議会報告 奈良県制度融資(新型コロナウイルス感染症対策関係資金) 令和2年奈良県一般会計予算(第2号) 第14回紀伊半島三県議会交流会議 県政HOTニュース				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	大和メイ アソシエーション(合)	¥210,100	企画、編集、印刷	34
	折込料	(株)読宣	¥41,140	@3.10×12,000部 ×1.1	32
	※ 90%充当 合計 ¥226,116円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート vol.21」				

注 発行した広報紙を添付してください。



県議会NEWS

■正副議長決まる

6月議会で県議会議長に山本進章氏、創生奈良、樺原市・高市郡選挙区Ⅱ当選6回)と同じ会派から県議会副議長に乾浩之氏(自民党奈良、北葛城郡選挙区Ⅱ当選3回)が就任されました。お2人の活躍をご期待いたします。

■意見書を提出

今議会では新型コロナウイルス対策の抜本的強化を求める意見書を衆議院議長、参議院議長をはじめ内閣総理大臣などに提出しました。主な内容は、

①医療崩壊を防ぐ対策の強化

病院経営が危機に瀕していることに対する緊急の支援策を行うとともに、医療用マスクやガウンなどの防護具を確保するために支援する。また、PCR検査の自動化の推進と、抗原検査、抗体検査などの強化による感染者の早期発見と隔離により予測される感染爆発を防ぐ体制

を急ぐこと。

②生活支援の強化

派遣労働者や非正規雇用労働者、学生アルバイト、技能実習生などの弱者に対する追加の支援策がなお必要である。迅速に追加支援策を講じ、生活不安の解消を期すること。

③中小企業対策の強化

景気の悪化は著しい。中小企業に深刻な経営難と倒産がもたらされている。最悪の景気悪化である。持続化給付金の緊急支給など種々改善

第14回紀伊半島三県議会交流会議

過疎地域の持続的発展等合意

「第14回目を迎える紀伊半島3県の県議会交流会議が7月17日、和歌山県の岩出市で開かれました。

奈良県からは山本進章議長及び県議会議員計10名が参加しました。3県が抱える共通課題である過疎地域の持続的な発展や大規模広域防災拠点の整備について意見が交わされました。過疎地域の持続的発展では、過疎地域が直面している人口減少や集落機能の低下

すべきである。

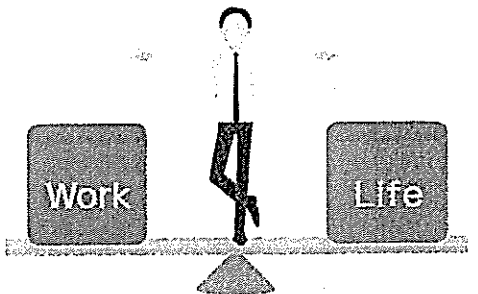
④地方分権の強化

東京一極集中による首都圏の人口密度の高さが、新型コロナウイルス感染拡大の最大のリスクとなっている。全国の自治体も迅速に新型コロナウイルス感染対策を講じられるよう、財源の伴った自治体のいっそうの発揮を保証すべきである。地方分権を拡大することが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として必要である。一などです。

などの様々な課題について、また、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末に失効することから、過疎対策制度の存続に向けた要望活動等の状況について報告がなされました。これから三県で過疎地域の課題や施策に関する情報共有を図ることにも、現行法失効後の新たな過疎対策に係る制度の充実について、国に対し、要望を行っていくことと合意しました。

県政HOTニュース

県と県職労組が「労使宣言」



県と県職員労働組合は6月20日、労使が力を合わせてワーク・ライフ・バランスを実現するための「労使宣言」を行いました。趣味やボランティア、地域活動など仕事以外の充実や仕事と育児・介護の両立などワーク・ライフ・バランスを実現し、心身の健康と仕事に対するモチベーションを維持し続けるとともに、社会が求める公共サービスのさらなる向上に取り組むことができる職場づくりに向けた意識啓発していくものです。

ワーク・ライフ・バランス労使宣言は全国的なトレンドでもあり、職場における人材育成の鍵を握っているもといえます。

また、大規模広域防災拠点の整備については、南海トラフ地震や風水害などの大規模災害の発生に備え、三県の連携協力体制の構築、災害発生時に救助・救援・輸送活動等の拠点となる広域防災拠点の整備、緊急輸送ルート確保などについて意見が出されました。今後三県で情報共有していくことにも、防災拠点の整備活用、インフラの強化などの防災対策を推進していくため、必要な財源の確保などを国に要望していくことと合意しました。

**ひとひとり**

◎新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が5月25日に解除されてからほぼ2カ月が経過し、日常も戻りつつあったのに、東京をはじめ再び感染者が増加しています。3密を避ける、マスクを着用するといった感染防止は緊急事態宣言が解除された後も励行することが望ましいのは言うまでもありません。今回の感染症は長期化するなかで国民の間に緩みが出ているのではないかと気がかりでなりません。そして7月に入って県職員の感染が報告されました。感染した職員はマスクを着用するなど、防止対策をとっていたにもかかわらず不幸にも感染ということになりました。もちろん、本人が責められる理由などはないと思います。県は状況に応じて本人のメンタルケアも実施するとしています。もう新型コロナウイルスは誰もが感染するものとして、感染防止と並行し、感染者に対する心のケアが重要になってきます。

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 西川 均

年 月 日	令和2年10月26日				
表題と発行部数	広報紙「県政レポート vol.22」 12,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	9月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内 容	9月議会にて一般質問 企業誘致の取り組み 河川の堆積土砂、葛城川の改修 高田バイパスの整備(ひとしから県へ要望)				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	大和メイ ア・プロモショ ン(合)	¥210,100	企画、編集、印刷	51
	折込料	(株)読宣	¥40,920	@3.10×12,000部 ×1.1	47
	※ 90%充当 合計 ¥225,918円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート vol.22」				

注 発行した広報紙を添付してください。

「3密、を避けましょう！」  
 —1人ひとりの行動がとても大事です—

奈良県議会議員  
 (葛城市選挙区)

西川ひとし



会派・自民党奈良

県政報告書 2020年(令和2年)10月発行

こんにちは！西川ひとしです。  
 今回の県政報告書では、9月定例会にて企業誘致の取り組みをはじめ、河川の堆積土砂、地元葛城川の改修、さらに大和高田バイパスの整備を要望いたしました。

**問**

市町村と連携した産業用地の創出と今後の企業誘致の取り組みについて

今年8月に内閣府が発表した2020年4月期から6月期の国内総生産(GDP)速報値は、物価変動の影響を除く実質で前期より7.8%減、年率換算では27.8%減と、リーマンショック期を超える戦後最大の落ち込みとなりました。また、奈良県の有効求人倍率も2020年1月の1.65倍から、この7月には1.26倍に落ち込むなど新型コロナウイルス感染症は、奈良県経済を直撃しております。新型コロナウイルス感染症終息の目安がつかずまでの間の緊急支援の取り組みと並行して、新型コロナウイルス感染症を前提とした新しい生活様式に対応した企業誘致を、どのように進めるかといった、中長期的な取り組みを進めていくことも重要と考えます。そこで、知事にご質問をいたします。市町村と連携した産業用地喪失と、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業誘致を、今後、どのように取り組まれるのか、お聞きしたいと思います。

**答**

村井浩・副知事

県では、これまでから積極的な企業誘致活動を展開してきました。その効果もあり、また、

9月定例会—一般質問

9/17

京奈和自動車などの好影響などもありまして、令和元年の本県への立地件数は、302件で、全国の都道府県の中で8番目の多さとなっております。また、平成19年から令和元年の13年間の累計では、305件の企業立地を実現した。今後企業誘致を進めるには、特に、産業用地の確保が重要であります。県では、御所・C周辺において、産業集積地形成事業をすすめ、用地確保の目的がたつてまいりました。

さらには市町村とも連携し、新たな工業ゾーンの創出を目指しております。また一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ終息を見えない中、企業が新しい生活様式に対応するために行う設備投資を県内に呼び込むには、効果的な企業立地支援策を講じることが重要であります。そこで6月補正予算で計上した、新しい生活様式に対応した企業立地、支援策、検討事業、ここにおさまして、新型コロナウイルス感染症により、県内企業が受けたサプライチェーンへの影響や、総合環境の変化を把握することも、専門家の意見を踏まえた施策の検討を行い、戦略的に進めていく考えです。

**問**

河川の堆積土砂の浚渫について

私の地元であります葛城市は、奈良盆地西端部の金剛山地の麓に位置しており、山地からの多くの河川が麓へ流入することから、少なからず、土砂が堆積しやすい特徴があるのではないかと思っております。また、葛城市以外の地域においても、川に堆積した土砂をせつかく浚渫しても、近年の激しい豪雨や、台風の大雨によ

って川が増水するたびに、土砂の堆積が蓄積し、数年たてば、浚渫が必要になってくる状況になるのではないかと懸念しております。そこで、県土マネジメント部長にお伺いいたします。想定を超えるような近年の豪雨や大型台風による浸水被害の頻繁化、激甚化が課題となつていますが、即効性のある対策として、継続的に、河川に堆積した土砂の浚渫を行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

**答**

松本健  
 県土マネジメント部長

堆積土砂の撤去の考え方につきましては、川の流れを妨げる河川内の堆積土砂を取り除き、上流からの水を溢れさせることなく、安全に下流に流すこととしております。水防上、重要な河川につきましては、河川内部の概ね1割以上を阻害している箇所を対象に、その他の河川につきましては、上流に比べて土砂が多く堆積し被害が生じる恐れのある区間を計画的に土砂の撤去をしております。河川の堆積土砂の撤去につきましては、もともと県の単独費のみで行っておりましたが、近年の河川氾濫による広範囲にわたる大規模な災害を受けて、国によりまして、防災減災国土強靱化のための3カ年緊急対策予算に加えて、総務省により緊急浚渫推進事業が新たな地方再生として創設されました。それらも積極的に活用してまいりたいと考えております。今年度につきましては、葛城川、高田川など県全体で概ね800河川におきまして、16万立方メートル程度、ほぼ昨年度と同規模の土砂撤去を予定しております。【裏面へ】

問 葛城川の河川改修について

私の地元の葛城市には、10数本もの1級河川が流れておりますが、そのうちのひとつである葛城川は、奈良盆地西部を北流する1級河川であります。この葛城川において、葛城市に隣接する大和高田市の奥田地区内に、河川改修が未整備になっている箇所がございます。葛城市と大和高田市の市境付近に位置するこの箇所は、長期間改修が進まず、狭隘部のみとなっております。付近には、住宅も多数存在しますが、周辺地域の住民の方は、昭和57年、王寺町を中心に、大和川流域の広範囲に被害を及ぼした大和川大水害では、この場所も、越流しそうになったと伺っております。昭和57年の大和川大水害以降、県ではさまざまな対策を講じてきたといふものの、近年は、これまで経験したことのないような異常な降雨による水災害が発生することが、全国各地で頻発する状況の中で、大和川大水害を凌ぐような大規模水害が、いつ奈良県に発生してもおかしくないと感じております。特に、改修予定区間上流の、葛城市の笹堂地区の住民の方からは、地盤も低くなっているため、近年の想定を超えるような大雨で、川から水が溢れ家屋の浸水被害を大変心配をしているといった声をお聞きしております。このように、奥田地区における、葛城川の河川改修は、周辺住民の方々にとっても、長年の切実な願いとなっております。当該地区の改修にあたっては、用地買収にかかわる地元調整などの課題もあつてお聞きしております。

ります。県では、治水対策として河川改修や内水対策など、各所で多くの事業を進めていただいで大変感謝しておりますが、当該地区でも、河川改修の緊急性をご理解いただき、できるだけ早期に改修を進めていただきたいと思っております。

そこで、県土マネジメント部長にお伺いたします。葛城川の奥田地区について、河川改修を早期に進めるべきと考えますが、現在の進捗状況と、今後の見通しはいかがでしょうか。

答

松本健  
県土マネジメント部長

葛城川の奥田地区の改修についてお答えします。葛城川は金剛山に源を発し、大和高田市などを指し北上し、曾我川に合流する1級河川でございます。現在、県では、奥田工区といたしまして、500メートルの区間におきまして、河道の拡幅事業を行っております。この奥田工区につきましては、一部用地取得が困難な箇所がございましたが、平成29年に、一部の地権者より事業協力の意向が示されたことから、平成30年に河川改修に必要な地質調査を現地で行うとともに、用地買収範囲を決めるための準備設計を実施いたしました。用地箇所につきましては、昨年度より行っているところでございますが、早期に同意をいただくために、引き続き、交渉を進めてまいりたいと考えております。同時に、護岸の設計にも着手いたしまして、できるだけ早く護岸の工事着手ができるよう努めてまいりたいと考えております。

ひとしごと 県要聞

区間が完成すると、平行している県道御所香芝線の渋滞緩和や奈良県の中南部と大阪中心部を結ぶ広域的な道路ネットワークが強化され、さらに中南部地域の企業立地が進み、地域の活性化が期待されます。

○…現在、未整備の2・3キロメートル区間について、国は保証調査費等が終わった段階で、順次、用地買収に着手しており、一番、進捗している起点側の太田地区では、約5割の用地買収が完了していると聞きいております。終点側の当麻地区においては、交差点形状について、まだ地元の理解が得られていない状況と聞いており、奈良国道事務所には積極的に事業を進めていただくとともに、県からも事業推進に向けてお力添えをいただきたいと要望いたします。

より大和高田バイパスと南阪奈道路とで、大阪と奈良を結ぶことになり、関西国際空港等から中南部地域へのアクセスが大幅に向上いたしました。

○…一方、南北交通の軸であります京奈和自動車道の整備の進展で、中南部地域から歌山までのアクセスが格段に向上したことなどにより、県の企業立地は増加しており、工場立地動向調査結果によると、令和元年の県内工場立地件数は32件で、全国8位。近畿地方で第2位となっております。そのうち、大和高田市や橿原市などの地域は16件と聞いております。中南部地域での企業立地が進んできたと考えております。

○…大和高田バイパスは、大和高田バイパスランプの太田から当麻寺交差点までの区間2・3キロのみ、未完成となっております。この

地域の活性化に向け 大和高田バイパスの早期整備を

○…国道165号大和高田バイパスの整備について要望をいたしたいと思っております。当該交通の大動脈である大和高田バイパスは、南阪奈道路と繋がり、奈良県の中南部と、大阪中心部の経済圏や、関西国際空港へもアクセスするとともに、葛城市・大和高田市等における現国道165号の交通混雑の緩和や、交通安全を目的に計画された道路です。

○…現在、国の機関である奈良国道事務所が事業を進めておられる計画全長14・4キロのうち、現国道165号の香芝市穴虫から葛城市の当麻寺交差点までの北側約4・9キロが、平成7年に開通し、大和高田バイパスランプの葛城市太田から橿原市四条町の県立医大までの区間も、平成15年度に全線開通いたしました。これに





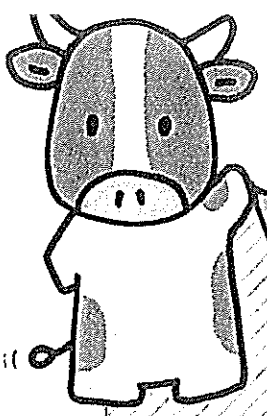
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 西川 均

年 月 日	令和3年1月18日				
表題と発行部数	広報紙「県政レポート vol.23」 12,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	11月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内 容	奈良新「都」づくり 記紀万葉プロジェクト アフターコロナに向けた観光振興 コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者対策 11月定例会提出議案と議決結果				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	大和メディア アプロモーション(合)	¥210,540	企画、編集、印刷	80
	折込料	(株)読宣	¥41,140	@3.10×12,000部 ×1.1	76
		※ 90%充当 合計 ¥226,512円			
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート vol.23」				

注 発行した広報紙を添付してください。

あけまして  
おめでとう!



奈良県議会議員(葛城市選挙区)

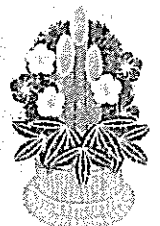
# 西川ひとし



会派・自民党奈良

県政報告書 2021年(令和3年)1月発行

新年あけましておめでとうございます。新型コロナウイルス感染症の猛威を振るっているため喜びも感じる事ができません。イギリスでは変異種も出現しており、より一層の感染防止に努めることが大切になっています。コロナ感染症が長期化するなかで、国民の皆様の中には緩みが隙がでやすくなっています。気を引き締めていただきますようお願い申し上げます。また、年末年始に関係なく、コロナウイルス感染症の医療にあたられている関係者のご努力に感謝申し上げます。今回は昨年11月の定例会についてご報告いたします。



## 毎月定例会

私の所属する会派 自民党奈良から中村議員(桜井市選挙区)が代表質問を行いました。

中村議員は県が提唱する「奈良新『都』(つくり)『街』」と記紀万葉プロジェクト(※)の成果、そしてアフターコロナに向けた観光振興やコロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者の対策などについて知事に考えを聞きました。

知事は「奈良新『都』(つくり)『街』」についてしっかりと議論をし、戦略2021を来年2月の新年度予算と合わせて発表したいとしました。そして戦略2021でも地域の自立を図り、暮らしやすい奈良をつくる基本スタンスは変わらないと述べました。また、「コロナ禍において地域の自立が求められている」との認識も示されました。

記紀万葉プロジェクトは2012年から2020年までの9年間進めてきたもので、この間、大規模な催しを実施し、

地域の文化資源を丁寧に地味に取り組んできたとして、奈良の歴史文化資源の魅力と地域のつながりを実感してもらった。歴史を掘り下げて取り組むことが世界遺産登録にもつながると述べました。アフターコロナにおける観光振興について、奈良は歴史文化財だけにならないよう、食、泊まり、自然の楽しみなど総合的に取り組んでいきたいとしました。そのうえでテーマを探してそれを結ぶ。トづくりに取り組むことを明らかにしました。コロナウイルス感染症については、感染者の早期発見と隔離で感染防止に努める。2次感染は低く抑えることができているとし、中村議員が質問した高齢者の感染対策としては、病院や高齢者施設の職員のPCR検査の拡充に努め、そのためのガイドラインも作成するなど、奈良独自の感染防止に努力を重ねていることが分かりました。

一般質問では、奥山博康議員(香芝市選挙区)と小泉米造議員(大和郡山市選挙区)がそれぞれ行いました。奥山議員は県経済の活性化や道路河川の整備などについて質問し、小泉議員は県内で発生した

鳥インフルエンザへの対応などを質問しています。

なお、提出されて議案はすべて原案通り承認可決されました。

本会議終了後に、奈良県議会基本条例(平成22年12月14日施行)に基づき、第2回目となる「議会改革推進会議」が開かれました。議会のICT化と議長選挙について議論されました。



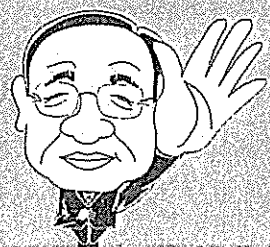
## キーワード

■1 記紀万葉プロジェクト  
奈良県が発信する、現代と古代・古代と未来そして一人ひとりが楽しみながら、歴史とのつながりを実感する取り組み。2012年「古事記」完成1300年から2020年「日本書紀」完成1300年というふたつの節目の年をつなぐ9年間にわたるプロジェクト。「古事記」「日本書紀」が編纂され、数多くの万葉歌が詠まれた地奈良県では、「記紀万葉集」をはじめ、そのほか連綿と受けつがれてきた様々な文獻、地域の伝承なども含む豊かな歴史素材を活用するもの。

■2 奈良新「都」(つくり)『街』  
人口動態や経済社会情勢が大きく変化する中、県民満足度調査や都道府県別ランキング、EPI(エプス)から、県の強み・弱みを分析し、目指す「ゴール」を明らかにした上で、体系化した戦略を策定し、県内の行政資源(人材、財源、フアンシリテック)を総動員して「奈良県の力底上げ」を図る。2020年6月に戦略を発表し、10月に地域デジタル化の推進と新しい生活様式への取り組みを追加した。

【裏面に提出議案と採決の結果掲載】

奈良県でもコロナウイルスの感染者が急増しています!



「3密」を避けましょう!  
—1人ひとりの行動がとても大事です—

## 11月定例会提出議案と議決結果

■知事提出	
議第 84 号 奈良県一般会計補正予算	原案可決
議第 85 号 奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算	原案可決
議第 86 号 奈良県立病院機構関係経費特別会計補正予算	原案可決
議第 87 号 奈良県国民健康保険事業費特別会計補正予算	原案可決
議第 88 号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
議第 89 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
議第 90 号 奈良県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例	原案可決
議第 91 号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について	原案可決
議第 92 号 まほろば健康パーク整備事業にかかる請負契約の変更について	原案可決
議第 93 号 住宅建設事業にかかる請負契約の変更について 11月 30日	原案可決
議第 94 号 平城宮跡歴史公園用地の取得について 11月 30日	原案可決
議第 95 号 奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク及び福祉住宅体験館の指定管理者の指定について	原案可決
議第 96 号 奈良県心身障害者福祉センター（歯科衛生診療所）の指定管理者の指定について	原案可決
議第 97 号 公立大学法人奈良県立大学中期目標の制定について	原案可決
議第 98 号 当せん金付証票の発売について	原案可決
議第 100 号 奈良県一般会計補正予算	原案可決
議第 101 号 教育委員会の委員の任命について	原案同意
議第 102 号 公安委員会の委員の任命について	原案同意
議第 103 号 収用委員会の委員の任命について	原案同意
諮第 1 号 退職手当支給制限処分に対する審査請求について	本件審査については棄却すべき
報第 33 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分の報告について 損害賠償額の決定について	原案承認
報第 34 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について 奈良県住民基本台帳法施行条例及び奈良県手数料条例の一部を改正する条例 奈良県手数料条例の一部を改正する条例 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について 自動車事故にかかる損害賠償額の決定について	報告受理
■議員提出	
議第 99 号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例	原案可決



**ひとしひとり**

〇…コロナウイルスの感染拡大が広がっています。コロナ疲れによって緊張感が薄れてきていること、また、GOTOキャンペーンなどの影響もあり、一人ひとりの緊張が緩んでいるとしか思えません。「百里を行くものは、九十を半ばとす」「浅い川も深く渡れ」のことわざもあります。もう、いつ自分が感染するかもしれない。感染しているかもとの考えをもって行動いただくよう、お願い申し上げます。

県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

〒639-2141 葛城市弁之庄58-2  
TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

令和 2 年度雇用状況報告書

会派・議員名 西 川 均

①雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③雇用期間	令和 2年 4月 1日～ 令和 2年 6月 30日	
④職務内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務	
⑤給料(賃金)	300,000円 ( <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 )	
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) → 按分率 /	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → 按分率 /	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 ( ) → 按分率 1 / 2 政務活動+後援会活動	
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>租税関係書類</li> <li><input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類</li> </ul>	
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
氏名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
現住所	[Redacted]		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 2 年 6 月 30 日まで		
雇用形態	<input checked="" type="radio"/> 正規職員 <input type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 (            )		
就業場所	奈良県葛城市弁之庄 58-2		
仕事内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで (休憩: 正午から午後 1 時)		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆		
休暇	年次有給休暇		
賃金	基本賃金 月給 300,000 円 日給                    円 時間給                   円 諸手当 通勤手当                   円 手当                               円 手当                               円 賃金締切日 (毎月 20 日) 賃金支払日 (毎月 末日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 ( <input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金 <input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 ) 昇給 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	労災保険 雇用保険 健康保険 厚生年金保険		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 <div style="text-align: right;">令和 2 年 4 月 1 日 [Redacted]</div> 雇用者 奈良県議会議員 西川 均 [Redacted] 被雇用者 [Redacted]			



# 令和2年度雇用状況報告書

会派 議員名 西川 均

①雇用者	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 電話番号 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等 <span style="margin-left: 100px;">令知</span>
③雇用期間	令和2年 7月 1日 ~ 令和2年 3月 31日
④職務内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務
⑤給料(賃金)	300,000円 ( <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 )
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 ( ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1 / 2</span> 政務活動 + 後援会活動
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。





政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)

【議員名 西川 均】

雇用者氏名	住所	生年月日												性別	賞与1	賞与2	合計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
労働日数							21日	20日	20日	22日	19日	19日	20日	19日	18日	23日			182日
労働時間数							160.00H	160.00H	160.00H	176.00H	152.00H	152.00H	160.00H	160.00H	144.00H	184.00H			1448H
時間外労働																			0
休日労働																			0
深夜労働																			0
基本給							300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			2,700,000
時間外手当																			0
通勤手当(課税)																			0
通勤手当(非課税)																			0
課税合計							300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			2,700,000
非課税合計																			0
給付総額							300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			2,700,000
健康保険料							15,210	15,210	15,210	15,210	15,210	15,210	15,210	15,210	15,210	15,210			136,890
介護保険料																			0
厚生年金保険料							900	900	900	900	900	900	900	900	900	900			8,100
雇用保険保険料							16,110	16,110	16,110	16,110	16,110	16,110	16,110	16,110	16,110	16,110			144,990
社会保険料合計							283,890	283,890	283,890	283,890	283,890	283,890	283,890	283,890	283,890	283,890			2,555,010
課税対象額							7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710	7,710			69,390
所得税																			0
市町村民税																			0
所得税還付																			▲ 17,560
控除額合計							23,820	23,820	23,820	23,820	23,820	23,820	23,820	23,820	23,820	23,820			196,820
差引支給額							276,180	276,180	276,180	276,180	276,180	276,180	293,740	276,180	276,180	276,180			2,503,180
領収印																			

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。





受付(電子申請)  
令和02年06月26日  
奈良労働局

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金 申告書

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

種別 32701 (項1)  
※修正項目番号 ※入力確定コード

令和 2年 6月 24日

(1) 労働保険番号	29	1	02	015416	-000
(2) 管轄(1)	基礎番号		枝番号		

※各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
02	111	9416	93

あて先 〒 630-8570

※提出年月日(元号: 令和は9) 9 - 2 - 6 - 24 (項3) (3) 事業廃止等年月日(元号: 令和は9) (4) 常時使用労働者数 (5) 雇用保険被保険者数 (6) 免除対象高年齢労働者数 (7) 雇用保険被保険者数 (8) 保険関係 (9) 保険理由コード (10) 事業廃止等理由  
奈良市法 道町387 奈良第3地方合同庁 舎 奈良労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

(7) 区分	算定期間 平成 31年 4月 1日 から 令和 2年 3月 31日 まで	
	(8) 保険料・拠出金算定基礎額	(9) 保険料・拠出金 (10) 確定保険料・一般拠出金額 (8) × (9)
労働保険料 (労災+雇用)	(イ) 3,600 (項11) 千円	(イ) 1000分の 12.00 (イ) 43,200 (項12) 円
労働保険分	(ロ) (項13) 千円	(ロ) 1000分の 3.00 (ロ) (項14) 円
雇用保険分	(ハ) (項15) 千円	(ハ) 0 (ハ) (項16) 円
雇用保険分	(ニ) (項16) 千円	(ニ) 1000分の 9.00 (ニ) (項17) 円
保険料算定対象者分	(ホ) (項18) 千円	(ホ) 1000分の 9.00 (ホ) (項19) 円
一般拠出金 (注1)	(ヘ) 3,600 (項35) 千円	(ヘ) 1000分の 0.02 (ヘ) 72 (項36) 円

(11) 区分	算定期間 令和 2年 4月 1日 から 令和 3年 3月 31日 まで	
	(12) 保険料算定基礎額の見込額	(13) 保険料率 (14) 概算保険料額 (12) × (13)
労働保険料 (労災+雇用)	(イ) 3,600 (項20) 千円	(イ) 1000分の 12.00 (イ) 43,200 (項21) 円
労働保険分	(ロ) (項22) 千円	(ロ) 1000分の 3.00 (ロ) (項23) 円
雇用保険分	(ホ) (項26) 千円	(ホ) 1000分の 9.00 (ホ) (項27) 円

(15) 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (16) 事業主の電話番号(変更のある場合記入)  
※換算有無区分 ※算額対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目  
(17) 延納の申請 納付回数 1 (項30)

(18) 申告済概算保険料額	43,200 円	
(19) 申告済概算保険料額		
(20) 差引額	(イ) 充当額 0 円 (ロ) 不足額 0 円 (項37) 完全意思	(30) 1:労働保険料への対応 2:一般拠出金への対応 3:労働保険料および一般拠出金への対応
(21) 増加標準保険料額	(14)の(イ)-(19)	
(22) 期限納付額	(イ) 第1期 43,200 円 (ロ) 第2期 0 円 (ハ) 第3期 0 円	(イ) 今期労働保険料 (11)の(イ)-(19) (ロ) 一般拠出金 (10)の(イ)-(19) (ハ) 今期納付額 (11)の(イ)-(19) (ロ) (イ)+(ロ)
(23) 保険関係成立年月日	(25) 事業又は作業の種類 県社会福祉事務所	
(24) 事業廃止等理由		

(26) 加入している労働保険	<input checked="" type="checkbox"/> (イ) 労働保険 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 雇用保険	(27) 特掲事業 <input type="checkbox"/> (ロ) 該当しない	郵便番号 639-2141 電話番号 (0745) 69-1234
(28) 事業	(イ) 所在地 (ロ) 名称 29-1-02 015416-000 E	(29) 法人のときは主たる事務所の所在地 (ロ) 名称 奈良県熊取郡西川町東野所 (ハ) 氏名(法人のときは代表者の氏名) 西川均	記名押印又は署名

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 2年 6月 24日 提出代行者	氏名 社会保険労務士なかたに 事務所 中谷守男	電話番号 0745-52-1000
------------	---	-------------------------	-------------------